令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯力強化重点支援事業	①物価高騰の影響を受けている生活者を支援し、地域の防犯力を強化するとともに、犯罪の未然防止及び安全で安心なまちづくりを推進するため、町内の住居等における防犯対策に要する購入費用の一部を補助する。 ②防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付電話機等防犯対策用品購入への補助金 ③防犯カメラ等の防犯対策用品の購入費（設置費、工事費除く）の1/2補助。 150世帯×10千円＝1,500千円（補助金上限10千円） ④町内に住所を有する者（個人）	R8.4	R9.3
2	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	家庭用LED照明器具等買替事業	①物価高騰により影響を受けている家庭の光熱費に対する負担を軽減するとともに、町内の経済の活性化を図るため、エネルギー消費性能の優れたLED照明器具への買替えに対して補助金を交付 ②LED照明器具への買替えに対する補助金 ③LED照明器具への買替費（購入費・設置費）の1/2補助。 300世帯×10千円＝3,000千円（補助金上限10千円） ④町内の店舗で購入した町民	R8.4	R9.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策農業経営収入保険助成事業	①収入保険加入を促進することで生産資材価格高騰等の経営リスクを軽減し、安定的な営農継続に繋げる。 ②農業者への支援金 ③収入保険加入に係る保険料等の1/2を補助（上限30万円） ・申請時想定件数（法人・個人） 5千円×34件＝170千円 30千円×37件＝1,110千円 70千円×20件＝1,400千円 120千円×6件＝720千円 200千円×3件＝600千円 250千円×6件＝1,500千円 300千円×5件＝1,500千円 ④世羅町内農業者	R8.4	R9.3
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業利子補給事業	①エネルギー価格などの物価高騰の影響を受ける中小企業者の事業継続を支援するため、町預託融資を活用した中小企業者に対して支援を行う。 ②利子補給 ③中小企業者の支払い利子（利子補給1.4%） 220事業者：23,000千円 ④町預託融資を活用した中小企業者	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	世羅中央病院企業団支援金	①物価高騰の影響を緩和するため、物価高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療基盤の維持を図る。 ②病院への支援金 ③公立世羅中央病院 （光熱費等）病床数155床×20.1千円＝3,115.5千円 （食材料費）病床数155床× 9.2千円＝1,426千円 公立くい診療所（光熱費等）：68千円 （3,115.5+1,426+68）千円×77.1%（構成団体負担割合）＝3,554千円 ④世羅中央病院企業団	R8.6	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	世羅町資材等高騰対策営農支援金（国R7補正）	①物価高騰の影響により、農業用資材や設備価格の上昇が続いていることから、農業経営への影響を緩和するため、営農に要する費用の一部を支援する。 ②農業者への支援金 ③農地：水田213,181a×2千円/10a＝42,636,200円 畑作　34,033a×2千円/10a＝　6,806,600円 【事業費49,443千円のうち 国のR7補正予算分B1を38,241千円充当 国のR8補正予算分B2を11,202千円充当】 ④世羅町内農業者	R8.9	R9.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	世羅町資材等高騰対策営農支援金（国R8補正）	①物価高騰の影響により、農業用資材や設備価格の上昇が続いていることから、農業経営への影響を緩和するため、営農に要する費用の一部を支援する。 ②農業者への支援金 ③農地：水田213,181a×2千円/10a＝42,636,200円 畑作　34,033a×2千円/10a＝　6,806,600円 【事業費49,443千円のうち 国のR7補正予算分B1を38,241千円充当 国のR8補正予算分B2を11,202千円充当】 ④世羅町内農業者	R8.9	R9.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林業振興対策事業（スマート農業導入支援事業）	①物価高騰の影響により、農業用資材・設備価格の上昇が続いており、このような状況下においても、効率的かつ持続可能な農業経営を実現するため、スマート農業用設備の導入を支援する。 ②スマート農業用設備の導入費 ③スマート農業用設備20,000千円×50%以内＝10,000千円 （上限額：法人1,000千円、個人500千円） ④世羅町内農業者（認定農業者、認定新規就農者、集落法人、地域農業集団）	R8.4	R9.3